

クロルエトキシホス (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：クロルエトキシホス [Chlorethoxyfos (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤

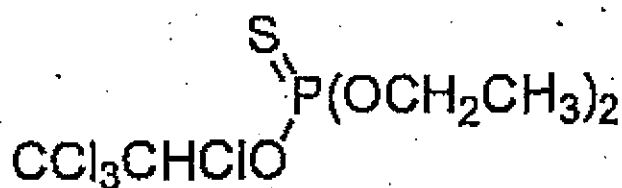
有機リン系殺虫剤であり、コリンエステラーゼ活性阻害作用により、殺虫作用を示すと考えられている。

(3) 化学名：

O,O-diethyl(RS)-*O*-(1,2,2,2-tetrachloroethyl)phosphorothioate (IUPAC)

O,O-diethyl-*O*-(1,2,2,2-tetrachloroethyl)phosphorothioate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₆ H ₁₁ Cl ₄ O ₃ PS
分子量	336.0
水溶解度	2.1mg/L (25℃)
分配係数	log ₁₀ Pow = 4.59

(米国評価書より)

2. 適用作物及び使用方法

本剤は、国内では農薬登録がなされていない。
米国での適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

【海外での使用方法（米国）】

(1) 5%クロルエトキシホス粒剤

作物名	適用病害虫名	使用方法	使用時期	本剤の最大使用量
とうもろこし	corn rootworms wireworms cutworms seed corn maggots white grubs symphylans	土壌処理	は種時	0.1625 lb ai/A

(2) 2.5%クロルエトキシホス粒剤

作物名	適用病害虫名	使用方法	使用時期	本剤の最大使用量
とうもろこし	corn rootworms wireworms cutworms seed corn maggots white grubs symphylans	土壌処理	は種時	0.1625 lb ai/A

3. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたクロルエトキシホスに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：0.063 mg/kg 体重/day

（動物種） イヌ

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性試験

（期間） 1年間

安全係数：100

ADI：0.00063 mg/kg 体重/day

4. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国では基準値がとうもろこし等に設定されていたが、現在は削除されている。

5. 基準値案

別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

ポジティブリスト制度導入時に暫定基準を設定した際の参照国である米国において、基準値が削除されたことから、食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

本剤については平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

農薬名 クロロエトキシボス

(別紙)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
小豆類		0.1				
その他の野菜		0.1				
その他のスパイス その他のハーブ		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日 残留農薬基準告示
平成20年 3月11日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成21年 1月 8日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年 7月23日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成22年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究so病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申（案）

クロルエトキシホスについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。